平成２２年（フ）第４３３号
仙台市青葉区下愛子字月橋24番地の７
債務者　梁取　節子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
仙台市青葉区一番町１丁目11番30―401号
債務者　櫻井　広美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
秋田市下新城長岡字毛無谷地242番地３　夏井方
債務者　菅原　喜市
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６号
秋田市仁井田新田２丁目９番28号
債務者　髙橋　　環
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９号
秋田市将軍野東３丁目５番４号
債務者　佐々木聖華
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６号
秋田市御所野地蔵田４丁目17番15号
債務者　桝谷　栄子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２号
秋田市河辺和田字上中野181番地
債務者　石塚留美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９号
秋田市寺内字三千刈244番地２　パルミエールＢ―105、前住所秋田市牛島西３丁目４番47号　フラットルーフＢ―２
債務者　工藤みなみ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６号
秋田市御野場新町１丁目22番16号
債務者　佐々木三雄
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２号
福島県二本松市上川崎字宮ノ脇80番地
債務者　安齋由美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
千葉市中央区東千葉２丁目６番１―832号
債務者　五十嵐健一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１０号
千葉市若葉区高品町1592番地10　レジデンス吉沢101号
債務者　伊藤　靖光
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２０号
千葉県市川市大野町１丁目467番地28
債務者　奥津　秀紀
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２２号
千葉市花見川区こてはし台３丁目15番３号
債務者　加藤由美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５８号
千葉市美浜区真砂５丁目22番２棟403号
債務者　平山　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８０号
千葉市花見川区畑町679番地１ヒルズアクレイム205号
債務者　香村　涼子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０４号
千葉県習志野市実籾５丁目21番32―301号
債務者　高橋　ユミ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係